

3/10のなんでも相談会で2名が入会、会外の業者へ「民商に相談を」の声かけを強めよう

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14

電話 (243) 0141
24年3月18日

「木戸・大形地域で相談会を開催」

木戸支部の相談会には4名が参加しています。

1人目は賃貸業の女性。自分で申告書を作成したが、不安になっていたところチラシを目にして参加。民商とつながりがあることなどが分かり、



その場で入会しています。2人目は大形地域の男性（フリーランス）。自分で収支を計算したが、結果が赤字で申告を悩んでいるとのこと。とりあえず申告期限まで考えることとなりました。最後に石山地域の親子（小売）が参加。消費税の計算方法が分からず相談にきましたが、手引きを基に相談者自ら計算し完成しました。

小山支部長は、「入会や購読者が増えてよかったです」と相談会に参加した感想を述べています。

また大形支部の相談会にも2名の会外業者が相談に訪れています。

1人目は内装業を独立開業した男性。元請との関係でインボイスに登録したものの、消費税の計算がわからず悩んでいました。そんな時に兄である支部役員の立川さんに相談し、相談会に訪れました。兄の立川さんなどに教えてもらいながら消費税の申告書も何とか完成。その場で入会となりました。2人目の相談者は北区の男性。インターネットでしか申告できないのが悩みで、相談に訪れました。この男性は「インターネットのみながら出来るものでもない。税務署はおかしい」と怒りを込めて話していました。



消費税申告の期限は月末です。悩んでいる業者にどんな声かけを広げましょう！

日程

・婦人部記帳会

3月22日（金）

・建設業許可年度更新

3月25日（月）

※3月16・30日の土曜は事務所休業です。

インボイス制度 消費税確定申告 — 2割特例 —

インボイス制度により、番号を登録し消費税課税業者になった場合は消費税の納税額を売上の消費税相当分の2割にできる特例です。事前の届け出なしに、2割特例の適用を受けることができます。基準期間となる2年前の課税売上高が一千万円を超えている方などは適用できません。

計算方法（100%の場合）

売上げ・収入 × 10 ÷ 110 × 2割 = 納税額

☆8%は8 ÷ 108 になります。

納税額は売上げの1.8%相当となります。

2割特例の期間は、令和8年9月30日までの日の属する期間です。申告書作成の際は、消費税の申告書第一表にある税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）の欄に○を必ず記載してください。

今回の申告は、インボイス制度が始まった令和5年10月・11月・12月の3か月分の売上に係る消費税です。令和6年分の消費税の申告期間は1月1日から12月31日になります。来年の確定申告では、約4倍の税額となり重い税負担が業者にかかります。

売上げが下がるほど負担割合が増える消費税、その消費税実施から今年の4月で35年になります。税率は3%から始まり5%、8%、10%と段階的に引き上げられてきました。これまでの消費税税収は、富裕層、大企業の減税の穴埋めにされ、国民、中小業者に負担のしわ寄せとなっています。

「消費税は減税、インボイス制度は廃止」の声を上げていきましょう。



行政の震災対応などへの要望の声次々と
班会会だから税金以外に何でも話できる
―曾野木支部 曾川・楚川班―

曾野木支部の曾川・楚川班は、統一行動前最後の土曜日である9日に班会を開催し5名が参加しています。

こちらの班は全会員が建築・建設関連業者であるためにインボイスを登録せざるをえず全員が消費税の課税業者に。それに備えて支部では事前の学習会を行なってきたため作成はスムーズに進みます。また弥生会計などを活用した自主計算も進んでいるため、所得税の申告書も点検し合うだけでした。作成が終わった会員からは「毎年平均的に売上があればいいが、無い中での消費税は辛い」との怒りの声が出されています。



その後は支部の天野地域が被害を受けた能登半島地震の話題に。「うちの玄関は上を見上げると空が見える」「壁が割れてしまった」などの被害状況が交流されます。また「液化化は地震時に上がった水が徐々に下がっていく。まだまだ被害は広がるのだから災害認定期間を延長すべき」(建設)などの意見や、「そもそも業者が足りない。その中で修繕を今年中に終わらせるといえるのは無茶な話。修繕期間の延長もしてもらえないとできない」(建築)などの行政への要望が出し合われました。

こちらの班は全員が3・13集会に参加するため、バスや税務署での対応を確認し合い終了しました。

新シリーズ・商売頑張る
掲載希望者を随時募集中です

毎週発行の「赤粋ニュース」にあなたのことを掲載しませんか。商売のを中心にお店のPRや民商の会員になったきっかけなど掲載します。投稿希望の場合は記事の他に写真もあわせて送付いただくようお願いします。

送り先は

メールアドレス minsyo@gamma.ocn.ne.jp

※投稿する前に事務局ニュース担当まで連絡をお願いします。パソコンが使えない場合は事務局が取材に伺います。

労働保険事務組合からのお知らせ

委託事業主の皆様、労働保険(労災・雇用)の年度更新の時期となりました。労保連への委託により、郵送での受付となります。できるだけ、3月中にご返送下さい。

○賃金報告書(令和5年4月～令和6年3月までの賃金等を記入)・・・末尾0・2

○元請完成工事表(令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に完成した元請工事を記入)※税抜・・・末尾5

なお、ご相談のある方は、下記日程に民商会館へお越しください。

4月 5日(金) 午後 13:30～15:30

建設業許可変更届 作成手続きのご案内

日時 3月25日(月) 午前10時～15時

(案内に記載されている時間による)

会場 新潟民商会館4階

☆用意していただくもの

- ①建設部会費(年6,000円)
- ②ヨコパン
- ③決算書(収支の分かるもの)
- ④案内の封筒
- ⑤工事経歴
- ⑥事業税の納税証明書(令和5年度分)

